

釜石市脱炭素先行地域づくり事業補助金(公共施設、民間施設 PPA 太陽光発電設備)
交付要綱

(目的)

第1条 市内脱炭素先行地域において、民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素の排出量実質ゼロを目指すとともに、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの地産地消及び地域経済の循環を促進するため、補助事業者が PPA により太陽光発電設備の設置を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で釜石市補助金交付規則(昭和50年釜石市規則第44号)、釜石市補助金交付要領(平成19年釜石市告示第79号。以下「交付要領」という。)及びこの要綱により、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 脱炭素先行地域 地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画(脱炭素先行地域づくり事業)『釜石版サステナブルツーリズム』がつなぐ地域脱炭素プロジェクト(令和6年9月27日環境省選定。以下「事業計画」という。)の対象とする地域をいう。
- (2) 国実施要領 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(令和4年3月30日環政計発第2203303号)をいう。
- (3) 太陽光発電設備 太陽光パネルを利用して電気を発生させるための設備及びこれに附属する設備で、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。
 - ア 関係法令等を遵守した設備であること。
 - イ 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。
 - ウ 中古設備でないこと。
 - エ エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があること。
 - オ 国、地方公共団体その他の団体が実施する他の制度による補助金等の交付(申請中のものを含む。)の対象となっていないものであること。
 - カ アからオまでに掲げるもののほか、国実施要領別紙1の2のア(ア)に定める交付要件に準拠するものであること。
- (4) PPA 事業者が事業者の費用負担により市や企業等が保有する建物等に太陽光発電設備を設置し、当該設備を所有・維持管理しながら発電した電気を需要家に供給する契約形態をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市と共同して事業計画を提案している事業者
 - (2) 前号に掲げる者に準ずると認められる事業者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が事業計画の実施のために必要があると認めた事業者
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者が PPA に含まれる場合は、交付対象としない。
- (1) 市税を滞納している者
 - (2) 釜石市暴力団排除条例(平成27年釜石市条例第37号)第2条第2号に規定する暴力団
 - (3) 構成員の内に釜石市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員に該当する者を含む団体

(交付対象経費及び補助金額)

第4条 補助事業の内容、交付対象経費及び補助率は、次の表のとおりとする。ただし、補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

| 内容 | 交付対象経費 | 補助率 |
|---------|-------------------|-----------------|
| 太陽光発電設備 | 国実施要領別表第1のとおりとする。 | 交付対象経費の3分の2以内の額 |

(交付申請等)

第5条 補助金交付申請の期限は、毎年度12月末日とする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、交付要領第3条第1項第2号及び第3号に規定する書類に代えて、次に掲げる書類を補助金交付申請書に添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第1号)
- (2) 収支予算書(様式第2号)

3 交付要領第3条第1項第5号の規定によりその他要綱で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の実施に係る承諾書(様式第3号)
- (2) 補助対象設備を設置する建物等の位置図
- (3) PPAに係る見積書等
- (4) 補助対象設備の設置に係る経費の内訳が確認できる資料の写し
- (5) 補助対象設備の仕様がわかるもの(カタログ・仕様書等)
- (6) 補助対象設備の機器配置図及びシステム系統図
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(届出事項)

第6条 補助事業者は、住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

(完了期限等)

第7条 補助事業の完了及び補助金請求書等の提出期限は、毎年度2月末日とする。

2 補助事業者は、補助事業が完了したときは、交付要領第10条第2号及び同条第3号に規定する書類に代えて、次に掲げる書類を補助金交付請求書に添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書(様式第4号)

(2) 収支精算書(様式第5号)

3 交付要領第10条第5号の規定によりその他要綱で定める書類は、次のとおりとする。

(1) 補助事業に要した費用に係る工事請負契約書、領収書及び内訳書の写し(請求書、請書、検査書類等)

(2) 補助対象設備の設置状況を示すカラー写真

(3) 補助金振込口座の通帳等の写し

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(財産処分の制限)

第8条 交付要領第14条の規定により要綱で定める、財産の処分の制限をする財産及びその制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間とする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、令和7年12月1日から施行する。

2 この告示は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号(第5条関係)

事業計画書

- 1 補助事業の名称 年度 釜石市脱炭素先行地域づくり事業
(公共施設、民間施設PPA太陽光発電設備)
- 2 事業の目的
- 3 事業の効果

4 事業内容

| 実施時期又は期間 | 設置場所 | 事業量 又は内容 | 事業費 | 備考 |
|--------------------|------|-------------|-----|----|
| 自 年 月 日 至 年 月 日 | 釜石市 | | 円 | |

5 経費の配分及び負担区分

| 区分 | | 総事業費 (A) + (B) + (C) | 補助事業 に要する 経費 (A) + (B) | 負担区分 | | |
|--|-------------|-------------------------|---------------------------------|------|------|-----|
| 事業種類 | 事業種目 | | | 市補助金 | 自己資金 | その他 |
| | | | | (A) | (B) | (C) |
| 釜石市脱炭素 先行地域づく り事業(公共 施設、民間施 設PPA太陽光 発電設備) | 太陽光 発電設備 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 合計 | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

6 二酸化炭素(CO2)削減効果

| 項目 | 内容 |
|---------------|----|
| 削減効果の推計値 | |
| 削減効果の算出過程及び根拠 | |

備考

- 1 この様式により難しいときは、上記の内容が記載された事業計画書等を添付のこと。

収支予算書

1 収入の部

| 区 分 | 金 額 | 摘 要 |
|------|-----|---|
| 市補助金 | 円 | 釜石市脱炭素先行地域づくり 事業補助金(公共施設、民間施 設PPA太陽光発電設備) |
| 自己資金 | 円 | |
| その他 | 円 | |
| 合 計 | 円 | |

2 支出の部

| 区 分 | 費 目 | 細 分 | 金 額 | 摘 要 |
|---------|-----------------|-------|-----|-----|
| 工事費 | 本工事費 (直接工事費) | 材料費 | 円 | |
| | | 労務費 | 円 | |
| | | 直接経費 | 円 | |
| | (間接工事費) | 共通仮設費 | 円 | |
| | | 現場管理費 | 円 | |
| | | 一般管理費 | 円 | |
| | 付帯工事費 | — | 円 | |
| | 機械器具費 | — | 円 | |
| 測量及び試験費 | — | 円 | | |
| 設備費 | 設備費 | — | 円 | |
| 業務費 | 業務費 | — | 円 | |
| 事務費 | 事務費 | — | 円 | |
| 補助対象外経費 | | | 円 | |
| 合 計 | | | 円 | |

備考

- 1 この様式により難しいときは、上記の内容が記載された予算書等を添付のこと。

様式第3号(第5条関係)

補助事業の実施に係る承諾書

釜石市長 あて

私は、釜石市脱炭素先行地域づくり事業補助金(公共施設、民間施設 PPA 太陽光発電設備)交付要綱を確認の上、次の事項について承諾します。

- ・ 所有する建物に、補助対象設備を導入すること。
- ・ 補助対象設備は、釜石市脱炭素先行地域づくり事業補助金(公共施設、民間施設 PPA 太陽光発電設備)を活用するものであり、釜石市脱炭素先行地域づくり事業補助金(公共施設、民間施設 PPA 太陽光発電設備)交付要綱第8条に規定する期間においては、承認を受けずに交付目的に反して利用してはならないこと。

申請者 (補助金交付申請書と同じ)

所在地:

名称:

代表者:

補助対象設備の設置を承諾する物件

場所:

年 月 日

補助対象設備を設置する建物の所有者

(法人の場合は、氏名の欄に法人名、代表職名及び代表者氏名を記載すること)

住所:

氏名:

※自署又は記名押印

様式第4号(第7条関係)

事業実績書

- 1 補助事業の名称 年度 釜石市脱炭素先行地域づくり事業
(公共施設、民間施設PPA太陽光発電設備)
- 2 事業の目的
- 3 事業の効果

4 事業内容

| 実施時期又は期間 | 設置場所 | 事業量 又は内容 | 事業費 | 備考 |
|--------------------|------|-------------|-----|----|
| 自 年 月 日 至 年 月 日 | 釜石市 | | 円 | |

5 経費の配分及び負担区分

| 区分 | | 総事業費 (A) + (B) + (C) | 補助事業 に要した 経費 (A) + (B) | 負担区分 | | |
|--|-------------|-------------------------|---------------------------------|------|------|-----|
| 事業種類 | 事業種目 | | | 市補助金 | 自己資金 | その他 |
| | | | | (A) | (B) | (C) |
| 釜石市脱炭素 先行地域づく り事業(公共 施設、民間施 設PPA太陽光 発電設備) | 太陽光 発電設備 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 合計 | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

6 二酸化炭素(CO2)削減効果

| 項目 | 内容 |
|---------------|----|
| 削減効果の推計値 | |
| 削減効果の算出過程及び根拠 | |

備考

- 1 この様式により難しいときは、上記の内容が記載された事業実績書等を添付のこと。

収支精算書

1 収入の部

| 区 分 | 金 額 | 摘 要 |
|------|-----|---|
| 市補助金 | 円 | 釜石市脱炭素先行地域づくり 事業補助金(公共施設、民間 施設PPA太陽光発電設備) |
| 自己資金 | 円 | |
| その他 | 円 | |
| 合 計 | 円 | |

2 支出の部

| 区 分 | 費 目 | 細 分 | 金 額 | 摘 要 |
|---------|-----------------|-------|-----|-----|
| 工事費 | 本工事費 (直接工事費) | 材料費 | 円 | |
| | | 労務費 | 円 | |
| | | 直接経費 | 円 | |
| | (間接工事費) | 共通仮設費 | 円 | |
| | | 現場管理費 | 円 | |
| | | 一般管理費 | 円 | |
| | 付帯工事費 | — | 円 | |
| | 機械器具費 | — | 円 | |
| 測量及び試験費 | — | 円 | | |
| 設備費 | 設備費 | — | 円 | |
| 業務費 | 業務費 | — | 円 | |
| 事務費 | 事務費 | — | 円 | |
| 補助対象外経費 | | | 円 | |
| 合 計 | | | 円 | |

備考

- 1 この様式により難しいときは、上記の内容が記載された精算書等を添付のこと。